

## 建設発生土の土壌調査について

一般社団法人

尾張・東濃地域環境整備協議会

- 1 建設工事で発生する土砂を、一般社団法人尾張・東濃地域環境整備協議会が処理を引き受けるに当たっては、土砂の発生場所の状況から、環境へ影響のある物質の含有が予想される場合は、工事の発注者又は工事の施工者又は土砂の運搬者に対して土壌調査を求める。
- 2 土壌調査の結果、基準に適合しない物質を含む土砂は、当協議会は処理をしない。
- 3 土壌調査は、土壌環境基準及び土壌汚染対策法に定める項目及び方法に沿って行う。
- 4 土壌調査は次の種類とする。
  - (1)溶出量試験(土壌環境基準及び土壌汚染対策法に定める26項目)
  - (2)含有量試験(土壌汚染対策法に定める9項目)
  - (3)ダイオキシン類試験
- 5 発生した土砂に他の材料を付加した場合は、付加した土砂について土壌調査を行う。
- 6 土砂の受け入れ後、基準に適合しないことが判明した場合、発注者又は工事の施工者又は土砂の運搬者に対して、撤去を求めることがある。